

国保の被保険者が次のような理由で医療費の支払いが困難と認められるときは、世帯めし申請により医療費の一部負担金（窓口負担）について、減額、免除、徴収猶予が受けられる場合があります。

- ① 地震、ふうすいがい、火災などで資産に大きな損害を受けたとき
- ② 災害で農作物が不作の場合や、漁獲量が少ない場合など、収入が大きく減ったとき
- ③ 事業の休廃止や失業などで収入が大きく減ったとき

審査の結果、認められた場合はいっかげつ単位で最長さんかげつを限度として適用されます。

具体的な基準は市町村で異なります。詳しい手続きや基準、相談は高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359